

平成 26 年 9 月

指定医療機関 各位

(医科・病院及び有床診療所)

那覇市福祉部

医療扶助における転院を行う場合の対応について(協力依頼)

平素は生活保護法の医療扶助(以下「医療扶助」という。)の給付に関しご協力いただき感謝申し上げます。

みだしのことについて、医療扶助で患者を受け入れたときに転院が必要になった場合は必要な連絡を行っていただいているとは存じますが、平成 26 年 8 月 20 日付けで厚生労働省社会・援護局保護課長通知「医療扶助における転院を行う場合の対応及び頻回転院患者の実態把握について」(社援保発第 0820 第 1 号。関係資料 )。以下「通知」という。)が発出されております。当該通知は、地方自治法第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく処理基準(法定受託事務にかかる事務処理の基準)とされていますので、各福祉事務所は、この通知に沿った事務を行うこととなります。

つきましては、貴機関においては、通知第 1「転院を行う場合の対応」の 1「転院を行う必要とする理由の連絡」に示されたように、参考様式「転院事由発生連絡票」(関係資料 )での連絡を各福祉事務所あて行っていただきたく依頼いたします。ご多忙中とは存じますが、ご協力くださるようよろしくお願いいたします。